本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年三月一日から翌年二月末日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附　則

この政令は、平成三十年三月三十一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第九号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　施設等機関	第二章　施設等機関
第一節　経済社会総合研究所（第十五条―第四十二条）	第一節　経済社会総合研究所（第十五条―第四十一条）
第二節　迎賓館（第四十三条―第五十三条）	第二節　迎賓館（第四十二条―第五十二条）
第三章　特別の機関（第五十四条―第五十九条）	第三章　特別の機関（第五十三条―第五十八条）
第四章　地方支分部局（第六十条）	第四章　地方支分部局（第五十九条）
第五章　顧問及び参与（第六十一条・第六十二条）	第五章　顧問及び参与（第六十条・第六十一条）
附則	附則
第一章　［略］	第一章　［同上］
（企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官）	（企画官、調査官、防災情報通信システム官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官）
第八条　本府に、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第八条**　本府に、企画官、調査官、防災情報通信システム官、地域原子力防災推進官、原子力防災訓練推進官及び原子力専門調査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　復旧復興調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害復旧及び災害からの復興に関する事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。	［項を加える。］
［6　略］	［5　同上］
［7　略］	［6　同上］
［8　略］	［7　同上］
9　企画官の定数は併任の者を除き二十八人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。	8　企画官の定数は併任の者を除き二十七人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。
（企画官）	**第十一条**　削除
第十一条　総務課に、企画官一人を置く。	
2　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。	（経済社会総合研究所に置く部等）
（経済社会総合研究所に置く部等）	**第十九条**　研究所に、総務部、上席主任研究官七人、主任研究官七人及び次の三部並びに経済研修所を置く。
第十九条　研究所に、総務部、上席主任研究官七人、主任研究官七人及び次の三部並びに経済研修所を置く。	情報研究交流部
情報研究交流部	景気統計部
景気統計部	国民経済計算部
国民経済計算部	2　［同上］
2　［略］	